

岩手県告示第347号

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第38条第1項の規定により、次のとおり市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更を認可した。

令和6年6月18日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 組合の名称 中ノ橋通一丁目地区市街地再開発組合
- 2 事務所の所在地 盛岡市肴町4番5号
- 3 設立認可の年月日 令和3年12月8日
- 4 変更の内容
  - (1) 定款 参加組合員の変更
  - (2) 事業計画
    - ア 設計の概要の変更
    - イ 資金計画の変更
- 5 定款及び事業計画の変更の認可の年月日 令和6年6月7日